

岐阜県林業経営体に関する情報の登録・公表要領

令和2年3月23日 森第692号林政部長通知
一部改正 令和2年5月13日 森第104号林政部長通知
一部改正 令和3年1月8日 森第682号林政部長通知

(登録・公表の目的)

第1 林業経営体に関する情報の登録・公表は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

なお、この要領により登録・公表された林業経営体は、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号（一部改正 平成30年12月27日付け30林政径第408号）林野庁官通知）に基づく林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下、「育成経営体」という。）として選定されたものとする。

(関係規定)

第2 林業経営体の登録・公表の実施に当たっては、「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成24年2月28日付け23林政経第312号（一部改正 平成30年2月6日付け29林政径第318号）林野庁官通知）に定めるほか、この要領によるものとする。

(林業経営体の定義)

第3 この要領における林業経営体とは、自己又は他人の所有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(林業経営体の登録)

第4 県内に事業の拠点を有し、かつ県内において造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営体は、知事の登録を受けることができるものとする。

(登録の申請)

第5 第3の登録を受けようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、次の①から⑦に掲げる内容を記載した様式1及び様式2を知事に提出するものとする。

- ① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- ② 組織に関する情報（職員数等）
- ③ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- ④ 技術者・技能者数に関する情報
- ⑤ 資本整備に関する情報（林業機械保有台数）
- ⑥ 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- ⑦ 事業区域に関する情報

- ⑧ 生産管理の取組みに関する情報
- ⑨ 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- ⑩ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- ⑪ 主伐後の再生林の確保に関する情報
- ⑫ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- ⑬ 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- ⑭ コンプライアンスの確保に関する情報
- ⑮ その他地域への貢献、表彰実績等に関する情報

2 前項の申請書には、次の①から⑩に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が同一年度内に林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下、「認定事業主」という。）である場合は、①から⑥に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。また、知事が別途確認できる場合は、⑦から⑨に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- ① 登記事項証明書又は住民票
- ② 納税証明書(国税、県税、市町村税)
- ③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- ④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- ⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- ⑥ 直近3ヵ年の貸借対照表及び損益計算書
- ⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- ⑧ 行動規範を作成している場合は、その写し
- ⑨ 地域への貢献、表彰実績等が確認できる書類
- ⑩ その他知事が定める資料

3 登録申請者は、主たる事務所が所在する地域を所管する農林事務所に対し、申請書および添付書類の正本1通並びにその写し1通を提出するものとし、農林事務所長は申請書及び添付書類の正本1通を森林整備課長宛に進達するものとする。

4 知事は、必要に応じて登録申請者に対して情報提供を求めることができるものとする。

（登録の実施）

第6 知事は、第4による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準（別表）に適合すると認めるときは、次の①から③に掲げる事項を林業経営体名簿（様式3）に登録するものとする。なお、登録を受けた林業経営体（以下、「育成経営体」という。）が既に同名簿に登録されている場合は、登録情報を必要に応じて更新するものとする。

- ① 第4の第1項①から⑮までに掲げる事項
- ② 登録番号及び登録年月日
- ③ 登録情報の変更年月日

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録通知書（様式4）により育成経営体に通知するとともに、岐阜県育成経営体管理台帳（様式8）により管理するものとする。

3 知事は、第6の第1項の規定に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その旨を非登録通知書（様式5）により登録申請者に通知するものとする。

- 4 この要領による登録申請のほかに、知事が別に定める「岐阜県意欲と能力のある林業経営者選定・登録・公表要領」の規定により選定・登録・公表された林業経営者については、この要領による登録を受けたものとみなすこととする。

(登録の有効期間)

- 第7 第6の第1項の規定による登録の有効期間は5年とする。ただし、第6の第4項の規程による登録の場合、岐阜県意欲と能力のある林業経営者の登録期間と同期間とする。
- 2 育成経営体は、前項の規定による有効期限の到来後も登録を継続する場合、第5の各項に準じて申請書を提出することで、登録の更新を受けることができるものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録更新の申請を受けた場合、第6の規定を準用し、選定・登録の更新を行うものとする。

(登録の変更)

- 第8 育成経営体は、第5の第1項に掲げる事項に変更があったときは、様式6により、知事に変更申請を行うものとする。ただし、基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者等）に係る変更については、軽微な変更とし、様式7により、知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定により変更申請があったときは、第6で定める登録基準に照らし、適切と判断した場合は、これを承認し、その旨を様式4により当該育成経営体に通知するものとする。なお、軽微な変更にあつては、様式7による届出書の受理をもって変更の承認に代えるものとする。

(林業経営体名簿の公表)

- 第9 知事は、林業経営体名簿（様式3）を県の公式ホームページ上で公表するものとする。

(登録の取り消し)

- 第10 知事は、育成経営体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができるものとする。
- ① 育成経営体が個人の場合は死亡、法人の場合は消滅、解散等が確認された場合
 - ② 育成経営体から申出があった場合
 - ③ 登録の申請又は変更申請の内容に虚偽の記載等が確認された場合
 - ④ その他知事が定める場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取り消しをしたときは、その旨を様式9により育成経営体に通知するものとする。ただし、前項の①に該当する個人の場合にあつて、その死亡が確認された場合はこの限りではない。

(実施状況報告)

- 第11 育成経営体は、様式10及び様式11により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業終了後3ヵ月以内に、農林事務所を経由のうえ、知事に実施状況を報告するものとする。ただし、認定事業主にあつては、「改善措置実施状況報告書」をもって、意欲と能力のある林業経営者にあつては、「事業実績報告書」をもって当該報告に代えることができるものとする。

(実施結果報告)

第12 育成経営体は、様式12及び様式13により、申請（変更含む。）の際に掲げた目標等について、登録期間の終了日から3ヵ月以内に、農林事務所を経由のうえ、知事に実施結果を報告するものとする。

附則

- 1 この要領は令和2年3月23日から施行する。
- 2 この要領は令和2年5月13日から施行する。
- 3 この要領は令和3年1月8日から施行する。